

## Well-beingに関する取りまとめ作業方針

内閣府 政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(総括担当)

### 取りまとめの考え方

Well-beingに関する関係省庁間の情報共有、優良事例の横展開に資するよう、関係府省庁におけるWell-beingに関する取組について取りまとめる。

Well-beingについて確立された定義はないが、身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表す(慶応大学・前野教授)といった定義例にあるように、非常に幅広い概念である。

このため、Well-beingに関する取りまとめにおいては、一定の目安を定めた上で、

- ① 目安に適合するものは取りまとめ対象とし、
- ② 目安に適合しないものであっても、各省庁においてWell-beingに関連すると考えるものは幅広く取りまとめの対象とする。

また、OECDが主観的Well-beingの計測に関するガイドラインを策定する等の状況を踏まえ、主観的Well-beingの計測を重視するが、取りまとめにあたっては主観的well-beingの計測以外の事項も含むものとする。

### 1. 基本計画等のKPIに関する取りまとめ

#### (1-1)基本計画等のリストアップ

経済財政運営と改革の基本方針2021(2021年6月閣議決定)において「政府の各種の基本計画等について、Well-beingに関するKPIを設定する」とされたところ。政府内に様々な基本計画等がある中で、今後のWell-beingに関するKPIの設定等の検討に資するよう、以下の目安を満たす基本計画等をリストアップするため、以下について別添様式1に基づき、提出頂きたい。

(基本計画等のリストアップの目安)

- ① 国民生活に直接関係する分野の基本計画等
- ② 毎年又は複数年ごとに決定・改定する基本計画等
- ③ 総合的・計画的な基本計画等(例:個別河川の基本計画は原則として対象としない)
- ④ KPI・参考指標等を策定している基本計画等

#### (1-2)基本計画等におけるKPI

上の(1)でリストアップした基本計画等のKPI等に関して、

- ① 現行のKPIにおけるWell-being関連指標(※)の設定状況
- ② 今後の改定時におけるWell-being関連指標(※)の追加、見直しの方向性について提出いただきたい。その際、KPIとして多数のWell-being関連指標が設定されている場合、代表的なものを抽出する。

(※)Well-being 関連指標には、以下のいずれも含む

- ア)主観的 Well-being 指標(例:生活満足度、自己肯定感、住環境に満足している割合)
- イ)生活の質を示すアウトカム指標(例:文化芸術活動への参加率、子供の貧困率等)

## 2. Well-being に関する取組・予算額

関係省庁で取り組んでいる Well-being(特に主観的 Well-being の計測)に関する

- ①統計・調査
- ②分析・研究等
- ③実証事業

について、取組概要と予算額を取りまとめるため、以下について別添様式2に基づき、提出いただきたい。

### <具体的なイメージ>

#### ①統計・調査

- ・主観的 well-being に関する調査項目を設定している統計調査、意識調査等(委託調査、所管の独立行政法人が実施する統計・調査を含む)
- ・原則として複数回実施する統計・調査(単発の統計・調査は原則対象としない)

#### ②分析・研究

- ・白書・報告書等における主観的 Well-being に関する分析のうち、概ね過去3年以内に実施したもの(例:労働者の満足度に関する分析等)
- ・政府内の各種研究費を活用した、大学・研究機関・民間企業等による主観的 Well-being の計測に関する研究(例:研究脳波センサーで精神状況を把握する研究等)

#### ③実証事業等

- ・実証事業について、満足度等の主観的 well-being の変化を把握するもの
- ・現在は主観的 well-being について調査していないが、今後、実証事業に合わせて調査することが考えられるもの

### <取りまとめる事項>

- ・これまでの取組状況の概要
- ・Well-being に関する今後の取組方針(統計・調査項目の見直し、分析・研究の予定、実証事業に well-being の要素をどのように加えるか等)
- ・令和3年度予算額、令和4年度予算要求額(白書等の予算を伴わない分析等については、予算額は「－」と記載。隔年予算等は過年度予算額を記載。)

## 3. 提出〆切

令和3年8月19日(木)

※ただし、令和4年度概算予算要求額等、提出後に加筆が必要な情報は、9月3日(金)までに追加提出いただきたい。

## 【参考】 OECD Guidelines on Measuring Subjective Well-being (抜粋)

主観的 Well-being の測定は、「幸せ (happiness)」を測ることに限定されていると考えられがちである。実際には、主観的 Well-being には単なる幸せ以上の様々な概念が含まれている。このガイドラインでは、比較的広義の主観的 Well-being が用いられている。特に、主観的 Well-being は次のように捉えられている。

*肯定的な物から否定的なものまで、人々が自分の生活について行うあらゆる評価と、人々が自身の経験に対して示す感情的反応を含む良好な精神状態。*

この定義は包括的なものであり、この分野における研究によって一般に認識されている主観的 Well-being の様々な面をすべて網羅することを意図している。何よりもまず、人々が自分の生活全体をどのように体験し、評価しているかを測ることが含まれる。しかし、このガイドラインではその他に、例えば財産状態や健康状態についての満足度など、生活の特定側面に対する人々の経験と評価の測定、さらに人生の「有意義さ」または「目的」(主観的 Well-being の「エウダイモニア的」側面と呼ばれる)の測定についても、助言を行っている。したがって、主観的 Well-being の定義には次の3要素が含まれる。

- 生活評価：ある人の生活またはその特定側面に対する自己評価。
- 感情：ある人の気持ちまたは情動状態、通常は特定の一時点を基準にして測る。
- エウダイモニア (eudaimonia)：人生における意義と目的意識、または良好な精神的機能。

このガイドラインでは、健康状態の自己評価や、個人が大気の質をどう自覚しているかといった客観的概念の主観的尺度は取り上げていない。この種の質問を測るツールは「主観的」であるが、調査対象となっている事柄自体は主観的ではなく、第三者による観察が可能である。しかし、財政状態や健康状態への満足度のような、人々の生活の特定の領域に対する自己評価の測定については、助言も行っている。本書に収録されている主観的 Well-being の概念の特徴は、調査対象となっている人だけが評価した、情動や精神的機能に関する情報を提供できるということである。つまり、人々の個人的な見解のみが関心の対象だということである。

(備考)

訳は、桑原進監訳・高橋しのぶ訳「主観的幸福を測る」(2015年発行)明石書店、による。ただし同書では Well-being が「幸福」と訳されている一方、Well-being には他にも「身体的・精神的・社会的に『良い状態』を表す」といった定義例もあることから、ここでは「幸福」等と訳さず、単に「Well-being」としている。